

第37回新潟市大規模小売店舗立地審議会の概要

日 時 : 平成29年8月29日(火) 午前10時00分から
場 所 : 新潟市役所分館6階 1-602会議室
出席者 : 岩瀬委員, 栗山委員, 佐野委員, 田中委員, 武田委員, 田辺委員, 中村委員, 長谷川委員
審議事項 : (仮称)原信巻店の新設届出について(2回目)
審議内容 : 事務局による現地調査の内容説明及び審議会の助言に対する設置者対応の説明後, 審議を行った。

【(仮称)原信巻店の新設届出について(2回目)】

委 員 現地を見て, 典型的な原信の店舗になるのかなと思った。設置者の説明においても, これまで多くの店舗を展開しているため, ノウハウや住民への配慮という部分は度々話をしてきた。現地で初めて説明のあった物販店舗の建物3について, 車関係の店舗なので, サービスとして整備をするということで, 機械類の稼働が問題になるかという懸念があり, 営業時間や, どのような形態になるのかという点は確認した。特に問題になるようなことはないという説明だった。

事務局からも説明があったとおり, まだ鉄骨ができあがって, 全ての場所が工事中という状況だったため, 照明等はあまり把握できなかったが, これまでの経験を元にした対応を行うという話であった。

委 員 大変日差しの強い暑い日だった。全く中に入ることはできなかったため, とりあえず周辺を歩いて確認したという形になった。前の審議会で気にしていた東側の住宅のところは, 思ったよりは間隔があり, 一番うるさいのは重機が入っている今, 辛そうだな, 窓も開けられないだろうな, という印象。ただ, それを過ぎれば。地図で見るとよりかなり幅はあった。

あと気になったのが, 手前の道路はそれほど広くない。片側一車線の道路だが, 車線自体も広くはない。来店者はここで右折したいだろうと思う。実際に右折をしないでくれと言っても, どの程度守ってもらえるかが気になる。設置者側の説明で, お客さんは東側から来るのであまり右折しないとのことだったが, 交通検討資料を見ると, やはり北側からの交通量が多いと予測しているとおおり, 右折で帰る車は多いのではないかと思う。その際に, この出入口3, 4だけで大丈夫なのかという不安があった。この点は設置者に注意してもらい, もう1箇所でも右折可能とするのか, もしくは何とか信号を設置してくださいというのか。西側にも比較的住宅地があり, そこから来店者が道路を渡ってくる可能性もあるので, 信号機は本当にあった方がよいという感想。

もう1点、東側住宅街の裏のところを裏道として使うことがあり得るのかと心配していたが、この裏道はきちんとつながっていないとのことで、東側のもう何本か先にある歩道付きの道路に迂回するかもしれない。それであれば歩道もついているのであまり問題はない印象を持った。

混雑度については、片側交互通行になっておりよく分からず、残念であった。

委員 少し気になったのが、建物3にカーサービス店が入ることで、例えば駐輪場等の位置が変わるといったことはないのか。車両が入っていくスペースを考えると、駐輪場がちょうど入口にあたるのかなと。

また、原信は今後24時間になるという話はないのか。昔、亀貝で同様の店舗を審議した際、24時間という審議をした記憶がないが、今回の参考資料で亀貝店が24時間になっている。そうだったかなと。審議会で通った後、営業時間の変更は可能なのか。

事務局 延刻は可能。別途届出をしてもらい、関係部課の意見を聴取する。

委員 例えば営業時間を長くするということになる、照明など住民の生活に影響があると思う。例えば原信の店舗で、届出をしてから延刻したという件数がかかなり多くなると、それはいかがかなと思う。そのあたりは、今後どのように考えているのかという可能性を確認しておいてもよいのでは。

委員 五十嵐東店が延びたというのは記憶しているが。当初は21時だったが、その後23時とかになっていたような。

事務局 届出上は午前0時までとしていたかもしれない。その上で、実際の閉店は21時にしていたということもありえる。

委員 そうすると、そういう説明を住民にしていたかが気になる。

委員 この場所の店舗では24時間はないかなという気もする。

委員 変更が可能なのは、営業時間とあと他にどういったことがあるのか。

事務局 駐車場の出入り口の位置や数、駐車台数なども変更可能。

委員 ある程度変更があると、我々が審議したことが意味をなさなくなる可能性はないのか。

事務局 例え、3,000㎡を超える増床といった内容の変更であれば審議会案件となるが、それほどではない比較的軽微な変更では、その都度審議会を開催するという運用はしていない。ある程度住民への影響が大きいと思われる変更案件については、市の中の関係課との協議において、総合的に支障の有無を確認している。

委員 結局ダメとは言えないということか。

事務局 よほどのものであれば、意見として出して対応してもらうことは可能。

委員 営業時間というのは大きな問題だと思うが。

事務局 営業時間が延びる変更に関しては、大店立地法上の6条2項の届出をしてもらい、影響の有無を確認できる資料を出してもらい、関係部課に照会するが、営業時間が短くなる場合は届出不要という運用になっている。

委員 審議会のときは営業時間を短く届出しておいて、深夜営業を前提に目論んでいるとなると問題かと思うので、設置者に確認しておいてほしい。仮にそのように延刻する意図があるのであれば、今後は実際に行う営業時間で届出してもらうよう話をした方がよいのでは。

事務局 24時間営業とする予定があるかどうかと、仮に予定している場合は、届出の段階で実際の営業時間とするよう、設置者に話をする。

委員 届出上の営業時間で午前0時閉店としておいて、後で短くする場合は届出がいらぬのか。

事務局 不要である。

委員 確認だが、出入口1と2から右折はさせないとのことだが、南西の交差点に信号がつかぬという話になった場合、北側から来る人は出入口3や4から出て右折してもらい、南西交差点で再度右折することになる。その経路に比べると、出入口1・2からすんなり右折して出た方が、2回右折して出るより安全な気がする。交差点だと正面から来る車もあるため、どちらかという迂回させたほうが危険。どうするかという話だと、例えば出入口3・4から2回左折して北に行ってもらい、又は右折して出た後、南西交差点で直進して次の道で右折してもらい、あとはあえて出入口1・2を右折禁止とし

ない等した方がよいのでは。仮に出入口1・2で右折してもらう際には、視界の妨げとならないように緑地帯の高さを抑えてもらうなどすれば安全かと思う。

事務局 そこは実際に営業を始めてみて、オープン当初は誘導員を立てた上で出入口1・2から右折で出たい車両がどの程度あるのか確認し、その後落ち着いてから右折可否をどうするのか検討していくという設置者の見解である。もしかすると、北側に帰る車両が本当に多く、出入口1・2から右折させる必要があるということになると、右折禁止ではなくなる可能性もある。

委員 交通予測資料では、北が188台で、南が75台なので、北側からの来客が2／3程度となる。これが正しいとすれば、住民も北西に多く住んでいるため、出入口1・2から右折で出さないというのはあまり上手なやり方ではないと思う。

事務局 資料4の3になるが、前回の審議会後にも同様の確認を行っている。それによると、例えば時間帯によって出入口1・2を右折可能とする対応は行うかという点に対し、やはり開店後の状況を見てということにはなるが、誘導員をつけて右折出庫を促す対策を行う可能性もあるとのこと。北側に帰る車両がかたまる時間が予測できれば、その時間に合わせて誘導員を配置しますという回答になる。

委員 この南北に走る道路も中々交通量があるので、右折はそれほどスムーズではない気がする。

委員 利用者からすると、場内をどのように走るかということで、矢印をきちんと示してほしいと思う。一方通行なのかどうか分からず、なぜ対向車が来るのかといったこともあるため、落ち着いたときには経路を示した表示をしてもらえれば、より安全・安心に場外に出ることができると思う。

委員 出入口1・2には左折用の矢印はあるかと思う。その後、もし変わった場合はどうなるのか分からないが。

委員 守る守らないはあるが、守ってもらわないと円滑に場外に出るのは難しい。特に交差点部にかかるということもあるので、きちんとした対応をしてもらった方が良いかと思う。

委員 設置者説明資料2の3で、前回の審議の際、信号機は当然につくものだという考えで話が進んでいた。信号機さえつければ、交通の危険性は非常にわかりやすく回避できると思うが、今年度信号機がつけられないという回答になってしまい、開店後の状況を見て問題があれば再度検討するというのが非常に抽象的。一体どのような問題を指しているのか、そして再度検討する時期とはいつなのかが曖昧で、何か大きなことがあってはいけないし、そのための審議会だと思うので、信号機は本当にだめなのだろうかという思いがある。

事務局 設置者としても信号機は付けてほしいという気持ちはあり、警察との協議を行ったが、警察の方でも年間に設置できる数量が限定されていることや、新しい道路への優先度が高いことから、要望したものの通らなかったという話であった。ただ、引き続き要望するようお願いしたいという話は、意見として設置者に伝えたい。

委員 信号機の問題だけでなく、いろいろなことで開店後に検討しますという曖昧な回答があるので、いつ誰が検討するのかという点は明示するようお願いしたい。

委員 信号機がつけられないとなると、他の委員が言っていたように、出入口1・2というのは誘導員つきで開店当初から右折可能とするなどした方がよいか。

委員 オープン当初は誘導員もつくが、その後いつまでつくかは検討という回答。

委員 問題があればということだが、問題が起こらないために審議をしているので、例えば信号機がつかないというのであれば、信号機がつくまで誘導員を設置するとか、もう少し具体的な体制を明確に示してもらいたい。

委員 建物3のところの廃棄物保管施設の位置が変更になるとのことだが、具体的にどこになるのか。

事務局 具体的な位置はまだ聞いていないが、オープン前に変更の届出をすること。

委員 図面を見ると。建物との距離という点で、東側もそうだが北側も住宅地と近い印象のため。

事務局 作業スペース自体は、北側の住宅地に影響が出るところではないという説明はあった。

委員 建物3に入る店舗について、カーサービス店では自動車整備に関する作業が行われるためピット部分があるかと思うが、そこに車両が乗り入れるために入庫用の車路が建物前面（南側）にできるであろうと考えると、駐車場の区割りが現実的ではないし、駐輪場の位置が変更になるかと想定される。恐らく乗り入れ部分が東側になることは考えにくいと思うので、このあたりの車の動線が変わってくるのではないかと。それにより、駐車場内の動線の変更による安全性の確保がなされるのかが気になる。

委員 経験から言うと、土日はピットへの入庫待ちの車が多いので、駐車場がそういう車両で埋まってしまわないかと思う。駐車場としての機能を果たさないのではないかと。

事務局 設置者から、ピット部分は東側という説明を受けている。ただ入口部分のスペースが狭く駐車区画が減るかもしれないので、そこは設置者に確認させてもらう。

委員 そうすると、黄色く塗られた従業員用の駐車スペースがピットへの動線となるので、それであれば安全性としては問題ないかと思う。

委員 建物3、カーサービス店舗の廃棄物保管施設でオイルを保管するというところで、住宅地に近いこともあり、臭いが大丈夫かという点が心配である。
もう1つ、店舗北側の歩行者用通路のところ、用水路になっているかと思うが、用水路に落ちる事故も多いので、そこをどのように整備するのか心配。自転車は通るなどいっても通る可能性がある。

事務局 北側の水路沿いでは転落防止柵を設置するとのことだが、水路上の通路に関しては設置者に確認する。

事務局 ここまで様々なお話をいただいたが、庁内の関係部署や審議会からの助言、意見書の内容について、設置者は適切な環境配慮策を検討し、対応している又は対応していくとの申し出を受けている。

よって、市の意見については「意見なし」として審議会に諮問する。その意見について、また留意事項を付すということについて審議されたい。

委員 「意見なし」とする旨の諮問が出たが、いかがか。この会中でも様々な意見を出してもらったが、このまま正式な意見はなしとするか、あるいは異議なしとして付帯意見を出すか、完全に異議ありとするか。

委員 以前は留意事項か何かを付けた気がする。

事務局 記憶では、過去に別の店舗で、住宅地に近いため、意見はないが騒音等環境に配慮することと、としたことはある。

委員 交通規格的に見て色々と問題が懸念されるので、そのあたりは留意してほしいという点は出してよいと思う。

委員 これまでの話で自分が把握しているのは、交通や出入口の問題、営業時間の変更予定がある場合は予め考慮してくださいということ、駐車場内の動線を明確にすること、カーサービス店舗の駐車スペースの問題、用水路上の通路の安全対策。このような意見が出されたという認識でいる。意見はないが意見を言う、というような形になるか。

委員 前回審議会では、交差点に信号機が設置されるという前提で話をしていたので、それが実現しないとなると、きちんとした対応を求めると。それ以外の部分については、このような意見が出たので設置者に伝えるという運用になっているかと思う。なので、前につけた付帯意見を参考として設置者に伝えてもらうのが、何もなしとするより良いと思う。

事務局 付帯意見ということで案を作成し、また委員の皆様に見ていただいた上で設置者に伝えるということでよいか。

委員 そのあたりの文言は事務局に考えてもらうということで、正式な意見はなしということでよいか。

委員 異議なし。

(審議会として、「意見なし、但し、留意事項あり」として審議を終えた。)